

東大阪市産後ケア事業 委託事業者募集要項

1. 概要

産後ケア事業は、出産後の心身ともに不安定な時期にある母子を対象に、心身のケアや育児のサポートを行うことにより、育児不安の解消を図り、家庭での円滑な育児の自立を促し、安心して子育てができる支援体制の確立を図ることを目的としている。

そのため、本事業の趣旨を理解し、産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有し、下記の要件を満たすショートステイ及びデイサービスを提供できる事業者を募集する。

2. 業務内容

別紙「東大阪市産後ケア事業委託業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

3. 実施要件

（1）施設の要件

- ①東大阪市内又は大阪府下の東大阪市近接市町内において事業を実施する施設であること。
- ②医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院、診療所（産科、産婦人科又は小児科を標榜するものに限る。）又は助産所であること。
- ③産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、仕様書「3業務内容（1）実施業務」に定めるサービス内容について実績があること。又は分娩を取り扱っていること。
- ④ショートステイ及びデイサービスを提供するための居室（母子1組当たり床面積が6.3平方メートル以上）が確保されていること。また必要なときは、個室が提供できること。
- ⑤入浴またはシャワー設備及び沐浴設備を有すること。

（2）従事者の要件

助産師、保健師又は看護師を必ず配置すること。（ショートステイを行う場合は、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を必ず配置すること。）

（3）その他の要件

- ①仕様書に規定するサービスが提供できること。
- ②事業利用者の症状の急変等の緊急時に診療若しくは電話等で医師に相談ができる協力医療機関を有すること。
- ③事業利用者に対して、食事（ショートステイは3回、デイサービスは2回）の提供ができること。
- ④本事業に係る契約書、仕様書及び関係法令等を遵守すること。
- ⑤事故等の緊急事態に備え、同事業に関わる損害保険等の保険に加入していること。又は、契約後速やかに加入すること。
- ⑥東大阪市との円滑な連絡体制を確保すること。

4. 契約期間

契約締結日から当該年度末まで

5. 委託料

委託料は、母子1組あたりの利用料とする。委託料には、滞在期間にかかる費用（食費、母子の寝具、入所室使用料、光熱水費、哺乳瓶の消毒、衣類の洗濯に要する費用等）を含む。やむを得ず事業者が用意した物品等が使用できない場合は、利用者による持ち込みも可とする。

利用1件につき、利用内容及び利用者の区分に応じた金額（別表1及び2のとおり）。なお、利用料は、サービス利用終了時に、利用者から直接徴収するもの。

（別表1）ショートステイ

	総額	区分A（課税世帯）		区分B（市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯）	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	37,100 円	31,500 円	5,600 円	37,100 円	0 円
多胎児加算 (1人追加)	3,900 円	3,500 円	400 円	3,900 円	0 円

（別表2）デイサービス

	総額	区分A（課税世帯）		区分B（市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯）	
		委託料	利用料	委託料	利用料
基本料	18,600 円	15,800 円	2,800 円	18,600 円	0 円
多胎児加算 (1人追加)	2,000 円	1,900 円	100 円	2,000 円	0 円

6. 応募資格

「3. 実施要件」及び次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- ①宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- ②国税及び地方税の滞納がないこと。
- ③破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て又は破産手続き開始決定がされていないこと。
- ④暴対法第2条第6号に規定する暴力団員または東大阪市暴力団排除条例第2条第3号に定める暴力団又は暴力団密接関係者に該当しないこと。
- ⑤役員に次の各号に該当する者がいないこと。
 - ・③に該当する者
 - ・④に該当する者

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- ⑦民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

7. 応募（申請）方法

（1）事業開始までの流れ

- ①応募（申請）
- ②実地調査
- ③審査結果通知
- ④契約締結
- ⑤事業開始

※応募（申請）から審査結果通知までは、申請手続きに不備が無い場合は約2か月程度。

（2）提出方法

「9. 担当課」まで持参または郵送（到着確認漏れを防ぐため、郵送の場合は対面での配達方法によること）。持参の場合、午前9時から午後5時30分（土、日、祝を除く）に持参すること。

（3）提出書類

- ①東大阪市産後ケア事業業務委託事業者申請書（様式1）
- ②東大阪市産後ケア事業業務委託事業者誓約書（様式2）
- ③事業者概要（様式3）
- ④業務実績（様式4）
- ⑤産後ケア事業実施基本計画書（様式5）
- ⑥産後ケア事業の実施に係る協力医療機関との連携確認書（様式6）
- ⑦事業実施施設の平面図（任意様式）
- ⑧医療法における病院、診療所、助産所の届出等の写し
- ⑨損害賠償保険証書等の写し

※注意事項※

- ・申請に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類については、個人情報保護法の規定に基づき非開示とすべき部分を除き、開示されることがある。なお、提出された書類については返却しない。

- ・申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

8. 審査及び結果の通知

提出書類及び事業実施予定施設の实地調査により審査を行い、必要な基準等を満たすと判断できる応募者を受託者と決定し、契約を締結する。

審査の結果は応募者に通知するとともに、受託者として決定した応募者については、本市ウェブサイトにて事業者名、所在地等を公表する。

9. 担当課

東大阪市健康部保健所母子保健課 産後ケア事業担当

〒578-0941

東大阪市岩田町四丁目3番22-300号

電 話：072-970-5820

FAX：072-960-3809

MAIL：boshihoken@city.higashiosaka.lg.jp

10. 適用

本募集要項は、令和7年4月1日以降の契約に適用する。